

サプライヤーサステナビリティ 行動規範

バージョン3.1 | 改訂2026年5月



改訂履歴

承認日	バージョン	改訂の説明
2023年3月	1.01	初期 名称を「サプライヤー行動規範・社会的責任」にする
2023年10月	2.0	名称を「プライヤーサステナビリティ行動規範（SSCOC）」に変更 本SSCOCの内容は、さらなるサステナビリティのトピックをカバーし、実施と監督に期待されることを明確にするために再編成して拡張されました。バージョン2.0に追加された新しいセクション： ・ 多様性、公平性、包含性 ・ 現地のコミュニティ ・ 機密情報と知的財産 ・ プライバシー、情報セキュリティ、テクノロジー ・ 管理システム ・ 関心事の報告 ・ トレーニング
2025年5月	3.0	本SSCOCの内容は、人権と労働慣行および倫理とビジネス上の誠実さの章の変更を含む追加のトピックをカバーするために再編成して拡張されました。バージョン3.0に追加された新しいセクション： ・ ビジネス継続性 ・ 利益相反 ・ 動物福祉/実験 ・ 食品の安全性、品質、リコール
2026年4月	3.1	以下の改訂を反映するように内容がアップデートされました： ・ 人権と労働慣行：原住民と現地のコミュニティ ・ 付録IAおよび付録IB

目次

はじめに	4
関心事を報告する	6
01 人権と労働慣行	7
非自発的および強制的労働	8
児童労働	8
労働時間と報酬	9
差別の排除とハラスメントの防止	9
多様性、公平性、包含性	9
結社の自由	9
健康と安全	10
現地のコミュニティ	10
環境保護	10
02 倫理とビジネス上の誠実さ	11
法令遵守	12
腐敗防止	12
Antitrust	12
独占禁止法	12
事業継続性	12
機密情報および知的財産	12
プライバシー、情報セキュリティおよびテクノロジー	13
動物福祉/動物実験	14
食品の安全性、品質、リコール	14
責任ある鉱物調達	14
03 実装と監視	15
管理システム	16
発行	16
監視およびコンプライアンス	16
トレーニング	16
付録I: サプライヤーのデューデリジェンス - 強制労働の禁止	17
A. 背景	17
B. サプライヤーのデューデリジェンスの強化	17
C. 責任ある調達に関するサプライヤーへの追加的ガイダンス	18
D. サプライチェーンのマッピング情報とトレーサビリティに関する文書	18
付録IA: 調達リスクが高い国	19
付録IB: 高リスク製品	20

首脳陣からのメッセージ

豊田通商アメリカでは、サステナビリティの高い責任ある未来をつくることは、日々の選択から始まると考えています。地球を大切にし、人々を尊重し、当社が事業を行っているコミュニティを強化することへの当社のこだわりが、当社の仕事の仕方や、当社と仕事をするサプライヤーへの期待の内容を決定するのです。

このサプライヤーサステナビリティ行動規範は、強力な人権と労働慣行を維持し、最高レベルの倫理とビジネス上の誠実さを持ってビジネスを行うという私たちが共有する責任をサポートする基準を反映したものです。これらの期待は、安全で回復力のある、そして当社の価値観に沿ったサプライチェーンを構築するのに役立つものです。

共通の目的を持って共に仕事を行うことで、私たちは社会的課題に対処し、将来の世代が依存する資源を守り、相互のビジネス上の成功に貢献することができます。



A stylized black ink signature of Hiroshi Hirose.

廣部 貴巳 社長兼CEO

はじめに

このサプライヤーサステナビリティ行動規範は、2026年4月に発効し、以下の顧客ボックスに特定された各企業（総称して「顧客」）によって採用され、すべての物品サプライヤーおよびサービスプロバイダーのみならず、その下位層の直接および間接のサプライヤーとサービスプロバイダー（総称して「サプライヤー」）、そしてその従業員、請負業者、および下請業者（総称して「労働者」）に適用されます。サプライヤーは、サブサプライヤーと当社の期待を共有することが期待されます。

サプライヤーには以下が含まれます（ただし、これらに限るわけではありません）。

- ・ エージェントおよび仲介者
- ・ 販売業者
- ・ ライセンサーおよびライセンシー
- ・ 原材料、その他の商品およびサービスを顧客に、顧客のために、または顧客に代わって提供する当事者
- ・ 生産者、製造業者、栽培者、精製業者、金属、鉱業会社
- ・ 機器サプライヤー
- ・ ベンダーと下請け業者
- ・ 下位層の直接および間接サプライヤー

左記による商品やサービスの届け先

顧客には以下の会社が含まれます。

- ・ TAI Huntsville Solar LLC
- ・ Deepwater Chemicals, Inc.
- ・ Ferroletto Steel Company, Inc.
- ・ Green Metals, Inc.
- ・ Green Metals Battery Innovations, LLC
- ・ Industrial Tech Services, Inc.
- ・ Ilochem Corporation
- ・ Kentucky Smelting Technology, Inc.
- ・ Most, Inc.
- ・ TLD Logistics Services, Inc.
- ・ 豊田通商アメリカ
- ・ Toyota Tsusho Nexty Electronics America, Inc.
- ・ Toyota Tsusho Power USA, Inc.
- ・ Toyota Tsusho Systems USA, Inc.
- ・ 東洋棉花株式会社
- ・ その他の豊田通商アメリカの米国で適宜編製される子会社

労働者には以下が含まれます。

- サプライヤーの従業員
- サプライヤーの請負業者
- サプライヤーの下請け業者
- サプライヤーの派遣労働者

サプライヤーとして、貴社は上記の顧客と取引を行っており、その取引先は以下に責任を持ちます。

地域的にも世界的にも、当社のビジネスのあらゆる側面において卓越し、サービス基準を保つすべての業務において倫理的で責任ある行動をするすべての個人の権利を尊重する環境を尊重する

顧客（以下「私たち」、「私たちの」、および「私たちを」とも称す）は、これらの同じコミットメントが私たちのすべてのサプライヤーとその従業員によって共有されることを期待します。これらのコミットメントは、当社のビジネスの絶対的な前提条件である品質を、どのように定義するかにおいて重要な役割を果たします。

私たちは、すべてのサプライヤーが、自分たちの製品、サービス、およびその行動と関係において、品質の卓越性に専念することを期待します。

このサプライヤーサステナビリティ行動規範（SSCOC）は、社会、倫理、および環境の問題に関して責任ある管理に関するサプライヤーの義務を規定します。私たちは、サプライヤーが本SSCOCを遵守し、サプライヤーの活動の性質と規模、サプライヤーが供給する商品と実行するサービスに適した方法で自身の要件を実装することを期待します。

関心事を報告

サプライヤーは、SSCOCの違反について報告をした人や、苦情を提出した人、証言した人、支援をした人、または参加した人に対して、政府の法律執行機関が実施する調査、手続き、またはヒアリングにおいていかなる方法によるのであれいかなる報復をすることも禁止しなければなりません。

サプライヤーは、本SSCOCの違法または非倫理的な行動または違反の事例をcompliance@taiamerica.comに電子メールで報告する必要があります。



compliance@taiamerica.com

私たちは、材料、コンポーネント、および完成品が調達または製造される可能性のある国にはさまざまな法制度が存在することを認識していますが、SSCOCはすべてのサプライヤーが満たさなければならない特定の基本的な最小要件を定めます。

サプライヤーは、本書に関する質問または関心事について、顧客の購買担当マネージャーに連絡する必要があります。

適用される現地法がサプライヤーに対して制限が少ない義務を課している場合、サプライヤーは本SSCOCの基準に従うことが期待されます。適用される現地法がサプライヤーにより大きな義務を課している場合、サプライヤーはそのような法律および規制を遵守しなければなりません。

個々のサプライヤーとの契約には、より具体的または厳格な要件が含まれている場合があります。SSCOCと個々の契約の間に不一致がある場合、SSCOCがベースラインとみなされるものとします。また、サプライヤーに必要な追加条件は、SSCOCを補正するものとみなされます。

サプライヤーは、これらの連絡先情報を定期的に周知徹底を図り、サプライヤーの組織内およびサプライヤーに代わって仕事をする請負業者または下請業者が常に利用できるようにしておく必要があります。

サプライヤーは、サプライヤーの従業員、本件サプライヤーのサプライヤーおよび公衆にアクセス可能なフィードバックメカニズムを提供し、彼らが違法または非倫理的な行動やサプライヤー自身の行動規範の違反の事例を報告できるようにしなければなりません。

01

人権と労働慣行



豊田通商グループは、ビジネスは人権に積極的に貢献する能力と責任があることを認識しています。豊田通商グループの一員として、顧客は豊田通商グループ人権方針（TTGHRP）の対象となります。顧客は、人権の保護と促進を目的とした国際的原則を尊重し、サポートします。本SSCOCの要件は、TTGHRPおよび「労働における基本的原則及び権利に関するILO（国際労働機関）宣言」と一貫性を保つものです。顧客は、すべてのサプライヤーがこれらの要件を満たすために適切な措置を講じることを期待します。

サプライヤーは、悪影響の特定、防止、軽減、および説明責任の履行など、事業に適した継続的な人権のデューデリジェンスを実施することが求められます。

不本意な労働および強制労働

サプライヤーは、強制労働と奴隷制の廃止に関してILO条約が定めた基本的労働基準を尊重しなければなりません。

サプライヤーはいかなる形式の強制労働も行っておりはけません。これには、刑務所労働、高利のローンを課す労働、年季奉公労働、奴隷労働、人身売買に由来する労働が含まれます。残業を含むすべての仕事は自発的なものでなければなりません。

すべての労働者は、合理的な制限を条件として、自由に作業施設に出入りすることができ、合理的な通知を受けて、雇用またはサービスを終了することができなければなりません。労働者に、雇用またはサービスの条件として、政府発行の身分証明書、パスポートまたは労働許可証を引き渡すことを要求してはいけません。

労働者の外注が国内の準拠法で許可されている場合、サプライヤーは、労働者を提供する第三者の労働機関が、本SSCOCの規定、および送出国と受入国の法律のうち、労働者をより厳格に保護している方を遵守していることを確認するものとします。

強制労働のILO指標 これには、脆弱性の乱用、欺瞞、移動制限、隔離、身体的および性的暴力、威嚇、および脅迫、身分証明書の保持、賃金の源泉徴収、借金を負わせて拘束すること、虐待的な労働条件と生活条件、過剰な残業などが含まれますが、これらに限るわけではありません。

サプライヤーは、直接労働者と請負労働者の両方の契約が、労働者が理解する言語で雇用またはサービスの条件を明確に伝えることを保証するものとします。

サプライヤーは、すべての採用手数料および費用の支払いについて責任を負うものとし、かかる費用を労働者に転嫁してはいけません。このような手数料および費用には、直接労働者および請負労働者の募集、処理および配置に関連する費用が含まれますが、これらに限るわけではありません。食品、住宅、その他の費用に関するサプライヤーの費用はすべて合理的かつ明確に文書化されているものとします。

児童労働

サプライヤーは、児童労働の廃止に関する国際労働機関（ILO）の条約（条約138号と182号を含みますが、これらに限るわけではありません）に定める基本的労働基準を尊重し、いかなる形式の児童労働にも反対の立場を取るものとします。サプライヤーは、雇用を管轄する司法管轄権内において法定就業年齢未満の者を雇用またはその他の方法で保持してはいけません。また、いかなる場合でも、たとえ適用可能な法律が15歳未満の児童の就労を認めていても、15歳未満の者を雇用してはいけません。

「児童」という用語は、15歳未満、義務教育を修了する年齢未満、または国内で雇用される最低年齢のいずれか高い方に満たない者を指します。18歳未満の労働者は、夜のシフトや残業など健康や安全を害するおそれのある作業を行ってはいけません。サプライヤーは、ILO勧告190における危険な作業の定義に従い、18歳未満の者による「危険な作業」の実施を禁止しなければなりません。

職業トレーニングプログラムおよび徒弟制度は、関連する司法管轄権で適用可能な法律と規則で認められている範囲内でのみ、かつILOの条約と一致する程度でのみ許可されます。

サプライヤーは、労働者の年齢を確認するための適切な仕組みを導入するものとします。サプライヤーは、雇用を管轄する司法管轄権を持つ地元当局と協力し、15歳から18歳までの者の雇用を規制するものとします。

続き

労働時間と報酬

サプライヤーは、最低限、適用されるすべての賃金法を遵守するものとします。これには最低賃金、残業時間、および法的に義務付けられた手当に関するものなどが含まれます。サプライヤーは、労働者に適時に給与を支払い、計画的かつ意図的にその支払いを差し控えてはいけません。

サプライヤーは、現地の法律で定められた最大労働時間を超えないようにしなければなりません。また、労働週は、特別な事情がある場合を除き、残業を含み週60時間を超えてはいけません。残業はすべて任意で行われるものとします。労働者は、7日ごとに少なくとも1日の休日を許可されるものとします。

労働週は、特別な事情がある場合を除き、
残業を含み週60時間を超えてはなりません。

特別な状況（緊急事態を含む場合がありますが、生産上の要件により予想されるピーク時期は含みません）により、サプライヤーの従業員がこれらの時間を超過する必要がある場合、労働時間は過度なものであってはいけません。

サプライヤーは、労働者に対し、法的に要求される割増率で、または、法的または契約上の割増率が規定されていない場合は、通常の時給率よりも大きい料率で残業時間に報酬を与えるものとします。

サプライヤーは、賃金からの控除を懲戒処分として使用してはいけません。労働者にはタイムリーな賃金を支払い、各サプライヤーは、労働者に賃金の支払いの基礎となるものを明確に伝える必要があります。

差別の排除とハラスメントの防止

サプライヤーは、職場や仕事における差別からの保護に関して、ILO条約に定められた基本的労働基準を尊重し、職場からハラスメントや違法な差別を排除する責任があります。サプライヤーは、以下のような差別やハラスメントを行ってはいけません。a) 身体的虐待、b) セクシャルハラスメント、c) 脅迫、脅迫、言語的または心理的ハラスメントおよび/もしくは、d) 人種、肌の色、宗教、年齢、国籍、社会的または民族的出自、性的指向、性別認識または表現、政治的所属、身体障害、妊娠、

退役軍人としての身分、労働組合員、婚姻状況、家族への責任。サプライヤーの雇用、維持、雇用慣行には賃金、昇進、報酬、トレーニングへのアクセスなどの面で差別があってはいけません。

サプライヤーは、労働者をその尊厳が傷つけられるような作業や危険な作業、または医学的検査に従事させてはなりません。これには差別的な方法で使用される可能性のある妊娠検査や身体検査が含まれます。

サプライヤーは、職場や仕事における差別からの保護に関して、ILO条約に定められた基本的労働基準を尊重し、職場からハラスメントや違法な差別を排除する責任があります。サプライヤーは、以下のような差別やハラスメントを行ってはいけません。a) 身体的虐待、b) セクシャルハラスメント c) 脅迫、威嚇、言語的または心理的ハラスメントおよび/もしくは、d) 人種、肌の色、宗教、年齢、国籍、社会的または民族的出自、性的指向、性別認識または性表現、政治的所属、身体障害、妊娠、退役軍人としての身分、労働組合員、婚姻状況、および/もしくは家族への責任に基づく差別。サプライヤーの雇用、維持、雇用慣行には、賃金、昇進、報酬、トレーニングへのアクセスなどの面で差別があってはいけません。

多様性、公平性、包含性

サプライヤーは、すべての労働者の尊厳を尊重し、多様性のある職場環境の利点を受け入れてその維持に努めるとともに、顧客に最高水準の価値を提供する多様なサプライネットワークの開発、維持、および成長を図ることを通じて、多様性を尊重し、公平性と包含性の慣行とポリシーを推進しなければなりません。

結社の自由

サプライヤーは、現地の法律およびILO条約87号と98号に従って、労働者が自由に結社し、団結し、交渉できる権利を尊重しなければなりません。顧客は、サプライヤーが建設的な労働関係を構築し、問題の解決のために、労働者と経営陣の間の対話を奨励することを期待されます。

健康と安全

サプライヤーは、訪問者および労働者に安全で健康的な職場を提供し、維持することに責任があります。

サプライヤーは、

続き

- 適用されるすべての労働安全衛生法および規制および顧客ポリシーを遵守するものとします。
- 効果的な労働安全衛生管理システムを開発し維持するものとします。このシステムは、少なくとも継続的改善（カイゼン）、安全委員会への従業員の参加、リスクおよび危険の特定と評価、従業員が安全衛生情報にアクセスするための適切なコミュニケーションチャネルを提供すること、そして事故の記録、調査、是正措置に対処するための手順が含まれます。
- 労働者用の宿泊施設（雇用主が提供する場合）を含む施設とアメニティが安全で衛生的であり、労働者の基本的なニーズを満たすことができることを確保する必要があります。
- 自身のビジネスの施設内で違法薬物の使用、所持、流通、または販売を禁止するものとします。
- 公的または私的な警備要員を使用する際には、国際的に認められた人権を遵守するものとします。
- 労働者を出張中の脅威やその他の危険から保護するための適切なプログラムを確立するものとします。
- 雇用を管轄する司法管轄権の適用法下で要求されるその他の責任を果たす必要があります。

原住民と現地のコミュニティ。

顧客は、ビジネスを行う地域での原住民の独自の権利を支持する必要があります。そしてこれらの権利を尊重することをサプライヤーに要求しなければなりません。サプライヤーは、自社の慣行を、原住民の権利に関する国連宣言（UNDRIP）および原住民及び種族に関する国際労働機関条約第169号に適合させる必要があります。サプライヤーは、自社のビジネス慣行が、ビジネスを展開する地域における原住民の権利、土地、資源にどのようなプラスまたはマイナスの影響を与えるかを理解することが期待されます。自由で、事前、かつ十分な情報に基づいた同意を基本原則として認識した上で、サプライヤーは、特に土地、開発、または資源関連の活動において、原住民との有意義な協議を行い、自身の事業運営によって影響を受ける原住民コミュニティとの間で持続可能で互恵的な関係を構築することが推奨されます。サプライヤーはまた、自身の事業運営とサプライチェーン全体で、差別をなくし、原住民の文化的アイデンティティを尊重し、包括的な労働慣行を促進しなければなりません。

ENVIRONMENTAL PROTECTION

豊田通商グループの一員である顧客は、「環境サステナビリティコミットメント」など豊田通商グループの環境ポリシーの対象になります。

サプライヤーは、商品やサービスの提供および営業全般において、[環境サステナビリティコミットメント](#)の達成に向けて取り組むことが期待されます。これにはカーボンニュートラル、水資源管理、生物多様性の保全、および持続可能な資材管理などに関するものが含まれます。サプライヤーは、実行可能な場合、期限を定めた温室効果ガス（GHG）削減目標を設定し、気候変動、循環型経済、自然環境への配慮を事業計画に組み込むことが推奨されます。

サプライヤーは、

- 適用可能なすべての地域、州、国の環境法および規制、サプライヤーの司法管轄権で適用される国際基準、顧客要件、およびビジネス契約に定められたその他の要件を遵守しなければなりません。また、法律が明確でないまたは施行されていない国では、環境への影響を管理するための合理的な慣行が行われるようにしなければなりません。
- 汚染を防止し、懸念物質を排除し、環境への有害物質および劣化を低減または排除する技術およびプロセスを促進するための措置を講じなければなりません。
- 環境への影響を最小限に抑えるために、リスクの特定、パフォーマンスの測定とモニタリング、継続的な改善をサポートする効果的な環境管理システムを開発し、維持する必要があります。
- 「GHGプロトコル：企業会計報告基準」に規定された会計原則に従い、スコープ1、2、3の温室効果ガス（GHG）排出量データを追跡します。そして、顧客からの要請があった場合は、豊田通商グループのカーボンニュートラル目標およびTAIの2050年までのカーボンニュートラル目標に沿ったGHG排出量削減計画を開発して提供する必要があります。これらの計画に含まれる特に重要なイニシアチブは、エネルギー効率の向上、エネルギー消費の最小化、および再生可能エネルギーの購入です。
- 水の希少性と品質リスクを評価し、水ストレスの高い地域での淡水の使用を減らす水管理計画を開発する必要があります。
- すべてのサプライヤー拠点で清潔で安全な飲料水へのアクセスをサポートする必要があります。
- 循環型経済を推進し、再利用とリサイクルを促進することにより、廃棄物を防止および削減する必要があります。特に閉じたループでのプラスチックのリサイクルを増加させ、使用される梱包物の量とそのリサイクル可能性を減らすことによって包装を改善する必要があります。
- 不要な森林破壊を回避し、生物多様性と生態系を保護する必要があります。これは特に新しいサイトの建設中に当てはまります。

02

倫理とビジネス上の誠実さ



顧客は、最高水準のビジネス倫理に従い、適用可能なすべての法律を遵守して事業を遂行することに責任があります。私たちは同じことをサプライヤーにも期待します。

法令遵守

サプライヤーはすべての適用可能な法律と規則を遵守するものとし、これには、商品の製造、価格設定、販売、流通に関する法令が含まれますが、これらに限るわけではありません。本SSCOCにおいて「適用可能な法律および規制」と言及することは、いずれも地域および国の法典、法律、規則、規制、適用可能な条約および自主的な業界基準のことを指しています。

サプライヤーは、米国政府によって承認されていない国際的なボイコットに参加してはいけません。サプライヤーは、適用可能な司法管轄権の法律または規制がかかる参加を要求していると判断した場合、当事者が適切な措置を講じることができるように、顧客に書面で通知するものとし、

サプライヤーは、本SSCOCに従ってサプライヤーが顧客に製品またはサービスを提供する能力に影響を与える可能性のある法的措置、調査メカニズム、または法的手続きが発生した場合、書面により速やかにそのことを顧客に通知するものとし、

腐敗防止

サプライヤーは、サプライヤーがビジネスを行う、および/もしくは顧客に商品とサービスを提供する司法管轄権が管轄する、腐敗防止およびマネーロンダリング防止に関する法律と規制を完全に遵守してビジネスを行うものとし、また、顧客が対象となっている司法管轄権で禁止されているビジネスを行わないものとし、また、組織内におけるあらゆる形式の贈収賄や汚職（便宜を図ってもらうための支払金を含む）に対して一切容認しないポリシーを策定して実施し、従業員にポリシーとその要件の遵守方法を認識させなければなりません。

サプライヤーは、金銭的またはその他のいかなる贈賄も、供与、約束、受領、または要求してはいけません。これには公務員に関係するものが含まれますが、これに限るわけではありません。サプライヤーは、腐敗防止の取り組みに関する適切な記録を保持し、上級従業員に腐敗防止トレーニングを実施しなければなりません。サプライヤーは、腐敗との闘いに関するICC規則に準拠したポリシーを採用するものとし、

独占禁止法

サプライヤーは、自身がビジネスを行う司法管轄権を管轄する独占禁止法および公正競争法をすべて遵守してビジネスを行うものとし、

ビジネス継続性

サプライヤーは、災害発生時に顧客への商品およびサービスの可用性を確保するという観点から、ビジネスの継続リスクを管理することが期待されます。したがって、私たちは、サプライヤーが緊急事態、危機的状況、自然災害、サイバーセキュリティの事象、テロリスト/セキュリティ関連の事象が発生した場合に備えて、最小限の中断でビジネスを継続するための計画を立てておくことを期待します。サプライヤーは顧客の要求に従ってこれらの計画を共有することが期待されます。

利益相反

顧客は、利益相反または利益相反の様相を示しているサプライヤーとの取引は、当該取引が顧客の顧問弁護士によって事前に承認され、シロと判断されない限り、行わないものとし、利益相反には、第三者が顧客の従業員、またはその配偶者もしくは近親者を雇用している場合、あるいは顧客の従業員がサプライヤーのビジネスに経済的利害関係を有している場合などが含まれます。

私たちは、サプライヤーが認識した紛争または潜在的な紛争がある場合、それを速やかに開示することを期待します。

機密情報と知的財産

サプライヤーは、顧客の機密情報などの顧客データの秘密性、完全性、および可用性を、自社の機密情報を保護する時に払うのと同じ程度の注意を払って保護する必要があります。そして、それはいかなる場合においても合理的な注意以下のものであってはいけません。

サプライヤーは、他者の知的財産（特許、意匠、商標、著作権、営業秘密など）を侵害してはいけません。また、これらの知的財産を無断で使用してはいけません。

サプライヤーは、顧客のものであれ自身のものであれ、知的財産を侵害や不正流用から常に保護するものとし、

続き

プライバシー、情報セキュリティ、テクノロジー

顧客は、個人のプライバシーと情報セキュリティを尊重し、適用可能なプライバシー法に従って、顧客、サプライヤー、および取引を行うすべての人の個人情報（適用可能なプライバシー法で定義された「個人情報」）の保護に努めるものとします。

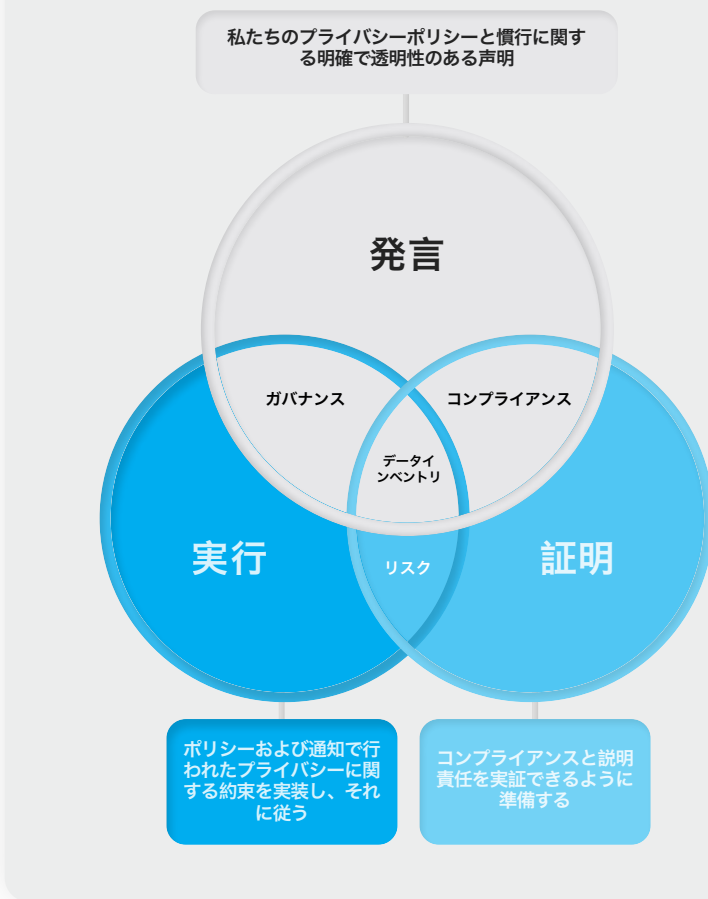
顧客は、サプライヤーの製品またはサービスが個人情報に影響を与える場合や、顧客のデータの機密性、完全性、または可用性に重大な影響を与える場合、あるいはAIの使用を行う場合、そのサプライヤーのプライバシー、情報セキュリティ、および/もしくはAIデューデリジェンスに関してレビューを実施することができます。

サプライヤーは、第三者ベンダーと第三者サプライヤーによってもたらされるリスクを評価するために、情報技術と運用上のセキュリティの両方をカバーする包括的なベンダー管理プログラムを維持するものとします。

サプライヤーは、すべての秘密情報と機密情報のみならず、顧客から受け取った個人情報、または顧客に代わって処理する個人情報のセキュリティおよびプライバシーを確保するために必要なすべての適切な技術的および組織的措置を講じるものとします。これには、消費者、サプライチェーン内の他の企業、本件顧客の顧客および労働者に関する情報が含まれます。サプライヤーは、個人情報を収集、保存、処理、送信、および共有する際に、すべての適用可能なプライバシーおよびデータ保護の法律と規制の要件を遵守するものとします。

適用可能なプライバシー法の意味の範囲内で、サプライヤーは以下を認め、これに同意するものとします。すなわち、顧客は「ビジネスを行う者」である、および「ビジネス目的」で「個人情報」を作成、収集、保存、処理、送信、および共有することに関して、サプライヤーは顧客に代わって「サービスプロバイダー」または「データ処理者」として行動する、ということです。サプライヤーは、個人情報を販売しないということを表明し、これを保証するものとします。

サプライヤーは、適切な書面によるポリシー、手順、リスク評価を含む、書面による完成した情報セキュリティプログラムを実施して維持することにより、TISAXおよび/もしくはISO 27017/27018などの認定基準を満たすものとします。サプライヤーは、顧客のデータ、機密情報、および個人情報を不正なアクセス、取得、開示、破壊、改ざん、偶発的な損失、誤用、または損害から保護するために必要なすべての管理上、物理的、および技術的な保護策を講じるものとします。そして、これらの保護策は一般に認められている業界慣行や適用可能な法律で要求されている保護策に劣らないものとします。

私たちのプライバシーのモットー

サプライヤーは、個人情報の作成、収集、アクセス、受取、処理、使用、保管、廃棄、および開示の方法を含み、すべての保護策を確実に実施し、適用可能なプライバシーとデータ保護の法律を遵守するものとします。当事者は、あらゆるテクノロジー全般において人工知能（「AI」）が不可欠で広く使用されているツールであることを認識しています。AIの能力と使用が増加し、進歩するに連れ、サプライヤーは、自身のAIの使用が透明性、説明可能性、公正性、そして経験則に基づき健全なものであることを保証することに責任を負います。

サプライヤーは、顧客が業界で認められている現行の慣行を遵守しながら、責任を持ってAIを使用できるよう、その取り組みをサポートするものとします。そして、サプライヤーは自身の製品およびサービスでAIを使用することについて、a) 合理的な注意を払い、透明性を持って適切な通知を行い、b) 適用可能なすべての法律、規制、および業界のベストプラクティスを遵守するものとします。サプライヤーは、AIのあらゆる使用を、顧客に開示するものとします。特にこの開示は、サプライヤーのサービスまたは成果物が本件顧客の顧客または従業員に提示される範囲内で行うものとします。

続き

動物福祉/動物実験

サプライヤーは世界動物保健機関（OIE）が定める5つの動物の自由に関する規制を尊重することが期待されています。

食品の安全性、品質、リコール

サプライヤーは、すべての法律上の、業界と顧客の安全性、品質、および技術要件を満たす製品を提供しなければなりません。サプライヤーは、食品および製品の安全上の危険を防止するための適切なリスク管理システムを実装することが期待されます。サプライヤーは、製品の安全性および品質を監視し、問題が発生した場合は速やかに顧客に報告するものとします。サプライヤーは、任意および必須の製品リコールおよび除去について顧客に通知するものとします。

OECDが規定し、適用可能な法律と規制に組み込まれている紛争地域の鉱物には、一般にタンタル、スズ、タングステン、金、コバルトが含まれます。リスクの高い材料および製品のデューデリジェンスに関する追加情報については、付録1Bを参照してください。

責任ある鉱物調達

サプライヤーは、顧客への商品やサービスの提供において、適用可能な法律や規則で定義されている紛争地域の鉱物を使用してはいけません。サプライヤーは、製造する製品が含有するタンタル、スズ、タングステン、金、およびコバルトの供給源と保管のサプライチェーンにおいて、それらの鉱物が、経済協力開発機構（OECD）による「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」または同等の認定されたデューデリジェンスのフレームワークと整合する方法で調達されることが、合理的に保証できるようなポリシーを採用し、デューデリジェンスを行うものとします。サプライヤーは、供給契約において紛争地域の鉱物の使用を禁止するという適切な文言を含め、かつ顧客からの要求があり次第、サプライヤーの商品またはサービスが契約を遵守していることを証明する文書を提供するものとします。

03

実装と監視



サプライヤーは、本SSCOCの継続的な遵守を監視し、不遵守の各事例を不当な遅延なく修正することが期待されます。

管理システム

サプライヤーは、本SSCOCに定める要件を満たすため、明確な目標とプロセスを確立する必要があります。サプライヤーは、適切な管理システムの実施、効果的なリスク管理、適切かつ十分な資源の配分（すべてサプライヤーの業務の規模と性質に応じたもの）を通じて、コミットメントとコンプライアンスを実施、維持、および実証するものとします。サプライヤーは、本SSCOCの内容に合致するような対策の開発と実装において、継続的な改善の文化を持たなければなりません。もしくはそのような文化を持つことに、

サプライヤーは、本SSCOCの規定が労働者に確実に伝達されるよう適切な措置を講じるものとします。

発行

サプライヤーは、本SSCOCの規定が労働者に伝達されることを確保するために適切な措置を講じるものとします。これには、労働者がいつでも容易にアクセスできる場所に本SSCOCのコピーをはっきりと目立つ形で掲示することや、本SSCOCを現地の言語に翻訳することなどが含まれます。

監視とコンプライアンス

サプライヤーは、適用可能な法律および契約条件に従ってSSCOCを遵守していることを、証明するための文書を保持することが期待されます。

サプライヤーは、自身の労働者および顧客にサービスを提供するサプライチェーン内のその他の企業、または顧客に販売される商品、もしくはその商品に組み込まれる材料、コンポーネント、または製品を製造する企業が、本SSCOCを遵守することを保証する上で主たる責任を負います。

サプライヤーは、顧客の要求に応じて、本SSCOCを遵守していることを実証することが期待されます。顧客は、本SSCOCの遵守を検証する権利を留保します。検証は、サイト訪問や検査（発表があるかないかにかかわらず行われる）を通じて行われます。顧客が行うのか、顧客が契約をしている代理店またはビジネスを行っている代理店が行うのかは問いません。

サプライヤーが本SSCOCのいずれかの要素を遵守しなかった場合、違反の即時通知が顧客に提供されるものとします。サプライヤーは、本SSCOCの違反に対処するための是正措置を直ちに講じるものとします。顧客は、本SSCOCを遵守しないという重大な問題が発生した場合、サプライヤーとの契約を終了する権利を留保します。サプライヤーは、労働者およびその他の影響を受ける利害関係者に対して、効果的でアクセス可能な苦情処理メカニズムを維持するか、あるいは、適切かつタイムリーな方法で正式な是正プロセスに協力するものとします。

トレーニング

すべてのサプライヤーは、労働者をトレーニングして適切なレベルの知識、スキル、および能力を達成できるようにして、顧客のSSCOC要件を満たすようサプライヤーのコミットメントを確実に実行できるようにする必要があります。そのようなトレーニングプログラムは、少なくとも、本SSCOCのトピックで取り上げなければなりません。サプライヤーは、顧客の要求に応じて、顧客またはサプライヤーに適用可能な報告要件を満たすために提供されるトレーニングについて、その記録およびその他の情報を顧客に提供するものとします。

付録I: サプライヤーのデューデリジェンス - 強制労働の禁止

A. 背景

顧客は、サプライヤーおよび顧客が材料や製品を調達または購入し、製造、栽培、採掘、および/もしくは精錬を行う国について、調査を行うことに責任を負います。このコミットメントの目的:

- 1) 資源へ効率的な集中をすること、
- 2) 顧客に直接提供される製品と独立して調達の製品の両方について、サプライチェーンをより適切に管理すること、そして
- 3) 製品の生産者と構成材料を特定すること。

B. サプライヤデューデリジェンスの強化

顧客は、強制労働によって全部または一部が製造されているリスクが高い製品または製品原料を調達するサプライヤーに対して、より厳格なデューデリジェンスを実施するものとします。顧客は、以下の要因に基づいて強制労働または児童労働のリスクを評価します。

- 下位層の直接および間接サプライヤーを含む、サプライヤーの所在地: 特定の国や地域では、製造業のサプライチェーンにおける強制労働や児童労働が存在するリスクが高くなっています。これらの場所に所在するサプライヤーは、顧客の裁量により、強化された強制労働防止のためのデューデリジェンスの対象となる場合があります。
 - サプライヤーをガイドするため、顧客は高リスクの調達国リストを開発しました。これは、供給される製品やその他の要因に応じて、製造サプライチェーンにおいて強制労働や児童労働が使用されているリスクが存在する可能性が高い国を特定したものです。高リスク調達国の最新リストは、下記に付録IAとして提供されています。この付録の情報は、世界奴隷制度指数など、強制労働のリスクを詳述した定評のある非政府組織（NGO）およびその他の情報源に基づいています。
 - リスクの高い調達国に所在するサプライヤー（直接または間接的な下位層のサプライヤーを含む）は、より強化されたデューデリジェンスの手順の対象になる場合があります。リストされた国のいずれかに所在するサプライヤーは、強化されたデューデリジェンスの対象に自動的になるわけではないのでご注意ください。同様に、このリストにないその他の国に所在するサプライヤーが、そうした所在地にもかかわらず供給された製品やその他の要因によって対象となる可能性もあります。顧客は、新しい情報が入手可能になり次第、リスクの高い調達国のリストを定期的にアップデートすることがあります。

- 品のタイプ: 特定の製品および製品材料は、強制労働または児童労働によって製造されているリスクが高く、これらの製品のサプライヤーは、強化された労働のデューデリジェンスを行う必要があります。これらの高リスク製品は、強化されたデューデリジェンス手順の対象となる可能性があります。高リスク調達国の最新リストは、下記に付録IBとして設定されています。このリストは年間ベースでアップデートされますが、補足的なアップデートを必要とする重大な法的措置が発生した場合を除きます。
- 強制労働または児童労働の申し立てまたは証拠: 顧客が、サプライヤーの施設またはサプライチェーンにおいて強制労働または児童労働があるとする信頼できる申し立てを知った場合、あるいはその証拠を入手した場合、サプライヤーはより厳格なデューデリジェンスを行うことが求められる場合があります。
- サプライヤーは、顧客に供給された製品（または製品の材料）のサプライチェーン全体のいずれかの箇所で強制労働または児童労働が存在するという信頼できる申し立てまたは証拠があることを知った場合、顧客に通知する必要があります。この責任は、サプライヤーのすべての下請業者に関するデューデリジェンスに及びます。
- 顧客は、サプライヤーの所有権に関する完全な情報の提供をサプライヤーに要求することができます。これには法的所有権に関する情報、および最終的受益者としての所有者の情報の両方が含まれます。顧客は、当該情報の正確性を確認するためにサプライヤーの記録を監査する権利を留保します。サプライヤーは、その事業体名または事業体のコントロールについて変更があった場合、それを顧客に通知するものとします。

上記の要因に基づいて私たちのデューデリジェンスとリスクベースの調達決定を通知することで、顧客がサプライチェーンをより適切に管理して資源を効果的に集中させることができるよう支援します。

続き

C. 責任ある調達に関するサプライヤーへの追加的なガイダンス

下記は、サプライヤーに強制労働と責任ある調達に関するより多くの情報を提供するのに役立つ、公的に利用可能ないくつかのリソースです。

- ・ [国際労働機関、強制労働に関するグローバルビジネスネットワーク](#)
- ・ [国際労働機関、強制労働の指標](#)
- ・ [国際労働機関、国際労働基準](#)
- ・ [責任ある業務提携、責任ある労働イニシアチブ](#)

さらに、顧客はILOおよび国際金融公社（IFC）のベターワークプログラムをサポートし、ベターワークの国家プログラムに参加しているサプライヤーを抱えています。ベターワークは、一部の国の工場に評価と能力構築のためのサービスを提供するプログラムです。ILOとIFCは、政府、従業員、労働者といった国の利害関係者との協議を含む独立した1セットの基準に基づき、

どこでベターワークを運用するのかについて自主的な決定を下します。顧客は、すべてのサプライヤーが、ベターワークを検討して、必要に応じて参加するよう奨励します。

D. サプライチェーンマッピング情報および追跡調査の文書

上記のサブセクション（B）で説明されている強化されたデューデリジェンスには、サプライヤーに対する以下のような要件を含みます。

- 1) 顧客に供給される製品のサプライチェーンをマッピングする（すなわち、原材料から完成品までのサプライチェーン全体でサプライヤーを特定する）。
- 2) 追跡調査の文書を提供する（すなわち、発注書、商業請求書、支払記録、出荷記録、原産地証明書、梱包リスト、船荷証券、生産記録、製品をサポートするインベントリ記録、日次製造プロセスレポート、および生産ステップリストなどのビジネスの過程で作成された文書のみならず輸入された商品および輸出入記録を使用して、原材料から輸入品までのサプライチェーンを追跡調査する）。

サプライチェーンのどこかに存在する企業が、顧客によって強化されたデューデリジェンスの対象として選ばれた場合、サプライヤーは、顧客から要求されたすべての追跡調査の文書を適時入手し、顧客に提供する必要があります。

顧客は、本SSCOCのコンプライアンスを検証するために必要な場合、追跡的なサプライチェーン情報および追跡調査の文書を要求することができます。サプライヤーは、このような要求に全面的に協力し、サプライチェーンの他の事業体から特定の製品に対するサプライチェーン情報および追跡調査の文書をタイムリーに収集するために最善を尽くすものとします。

付録IA: 調達リスクが高い国*

A.背景

この情報は変更になることがあります。最新版の付録は[ここ](#)を参照してください。

- バングラデシュ
- ブラジル
- 中国
- コートジボリー
- ドミニカ共和国
- ガーナ
- インド
- インドネシア
- 日本**
- マレーシア
- パキスタン
- ロシア
- 韓国**
- 台湾**
- タイ
- トルコ
- ベトナム

*この付録の情報は、[世界奴隷制度指数](#)など、強制労働や児童労働のリスクを詳述した定評のある非政府組織（NGO）およびその他の情報源に基づいています。リストされた国のいずれかに所在するサプライヤーは、強化されたデューデリジェンスの対象に自動的になるわけではないのでご注意ください。同様に、このリストにないその他の国に所在するサプライヤーが、供給する製品やその他の要因により、リストの所在地に存在しないにもかかわらず対象となる可能性もあります。

**は、魚のリスクまたは魚製品のためのリスクが高いと特定された国を示します。

付録IB：高リスク製品

A. BACKGROUND

この情報は変更になることがあります。最新版の付録は[ここ](#)を参照してください。

次の製品のサプライヤーまたは次の材料または製品のいずれかを含む製品のサプライヤーは、強化されたデューデリジェンスの対象になることがあります。

- アルミニウムとアルミニウム製品*
- バッテリー。電気自動車（EV）のバッテリーが含まれます
- コバルト*
- 銅
- 綿および綿製品
- ドローン
- エレクトロニクス
- 魚および海産物
- 衣類/アパレル。フットウェアや繊維が含まれます
- リチウム*
- ポリ塩化ビニル（PVC）製品
- ナツメ
- ポリシリコンなどシリカベースの製品
- 鉄鋼製品
- 水酸化ナトリウム（苛性アルカリ溶液または苛性ソーダ）
- 木材
- タイヤ（ゴム）
- トマト製品

加えて、**電気自動車（EV）バッテリーまたはその下位材料**のサプライヤーは、製品または材料に**重要な鉱物**（*により上記に示されている）が含まれている場合、強化されたデューデリジェンスの対象になることがあります。重要な鉱物には、以下のものも含まれますが、これらに限るわけではありません。

- グラファイト
- マグネシウム
- マンガン
- ニッケル
- タンタル
- 錫
- タングステン
- 亜鉛
- ジルコニウム

重要な鉱物の完全なリストは[ここ](#)で利用可能です。